

市長会見の項目（概要）

と き：令和2年6月25日(木)14:00～

ところ：市政記者室

■ 民間マンションに保育施設が整備されます ～条例に基づく第1号～

＜担当：こども局保育施策部保育企画課 電話：06-6208-8040＞【フリップ（あり）】

- ◆ 市内で大規模マンションが相次いで建設されており、それに伴う保育ニーズ増加にも対応していく必要があることから、平成30年4月に待機児童対策として、「大阪市大規模マンションの建設による保育需要の増加に対応するための保育施設等の整備に係る事前協議に関する条例」を制定した。
- ◆ 本条例の適用により、マンション内に保育施設が整備されると、保育施設運営者は建設段階から整備補助金が受けられ、賃料が補助の対象にもなり、マンション入居者には、保育施設へ優先的に入所ができるメリットがある。マンション事業者としては、販売時に保育施設設置のアピールができ、本市としても、保育ニーズに対応するための入所枠の確保ができる。
- ◆ 今回、条例に基づく第1号として、東淀川区内の総戸数393戸のマンションに保育施設が整備されることになった。
- ◆ このマンションは、近鉄不動産株式会社外3社による「OSAKAリンク大規模マンションプロジェクト」で、東淀川区下新庄に令和4年7月に完成する。
- ◆ このマンションに整備される小規模保育事業所は、0～2歳対象の定員19人で令和4年10月に社会福祉法人和修会により開設される予定となっており、マンション入居者は優先的に入所できる。
- ◆ この条例では、大規模マンションの建設計画が固まる前の事業者との事前協議を義務付けており、地域の保育ニーズを勘案し、保育施設の設置要請を行っている。その中でも一定規模以上のものには、区長が直接トップセールスとして、協議・要請を行っており、現在まで、保育施設の設置要請に対して、本件以外に2事業者から協力をいただけたとの回答があった。
- ◆ 本市では、待機児童解消を最重要施策と位置付け、待機児童はもとより保育を必要とする全ての児童の入所枠を確保するため、これまでも注力してきた認可保育所等の整備とともに、保育人材の確保対策事業など整備以外の手法も含め、待機児童対策を強力に推し進めていく。